

【ものづくり 人づくり 地域づくり】「平和の集い」委員会

東海第2原発運転差止裁判はじまる

1/17 第1回 口頭弁論 (水戸地裁)



横断幕を手に裁判所に入る
原告住民・弁護士・賛同人ら150余名



水戸地裁 301 号
法廷は原告席、
傍聴席に入りき
らず途中休廷し
て交代

NHK ニュース
より転載

被告側答弁書

- 国「東京や神奈川の住民は原告になる資格なし。」(原告適格を争う)
- 日本原電「原発に絶対的安全は求められていない。原告は人格権を侵害する具体的危険性を何ら具体的に主張していない。東海第2は安全性が十分に確保されている。」

原告側弁論

【原告代理人弁護士弁論・陳述】

- 河合弁護士「政治と行政が利権にまみれている中、国民の生命、身体、財産の真の利益を守る裁判所への国民の期待は極めて大きい。」
- 高中弁護士(守谷市在住)「福島原発事故・・・地震・津波に対する耐力不足、シビアアクシデント対策不備。」
- 坂田弁護士(守谷市在住・常総組合員)「低線量・内部被ばくがいかにか危険か。現実の原発事故被害の実相と子ども・母親の声を聞け！」
- 内山弁護士「科学には限界がある。自然の前に謙虚でなければならない。」
- 海渡弁護士「福島原発事故を招いた司法の責任。福島以上の破局的事故が起きうる。司法は二度と同じ過ちを繰り返すな。」

【原告意見陳述】

- あいコープふくしま佐藤理事長「知らされず放射能を浴びて、泣き崩れる母親たち。不安と恐怖は続く。福島の子どもの声に耳を傾けてほしい！」
- JCO臨界事故被ばく者大泉さん「精神と人生を狂わす放射線被ばく。法廷をうめつくす原告・傍聴者の納得のゆく、理のある判決を！」
- 原告代表・常総生協大石「福島の災禍を経て、この裁判は国民・社会が何を学び、何を後世に残すかの裁判。」

【1/17 東海第2原発運転差止訴訟 第1回口頭弁論】(速報)

最後に原告住民を代表して、常総生協大石が意見陳述

「福島原発事故による母子の恐怖、生産者との関係破壊。国、原電に原発を動かす資格も能力もなし。」

原告の大石光伸と申します。

なにより先に、福島で起きた原発事故で被ばくと汚染を受け、避難せざるを得なかった人々、残らざるを得なかった福島の人々が救済もされていない、ふだんの生活、家、家族、地域が奪われた状態のままで、他の原発を稼働させるなどということは許されることではないと言うことをまず申し上げたいと思います。

今までの原発裁判とはまったく違います。原発事故による被ばく・汚染という実際の具体的被害を経験しているんです。これまでの判決のように「原告住民らの不安は危惧、懸念の類い」とか「過酷事故がおきると考えるのは原告らの杞憂にすぎない」ということはもう言えなくなりました。

この裁判は、福島原発事故と国民の苦難という厳然たる歴史事実を経て、再びの裁判です。原告であれ被告であれ国民、社会が何を学び、何を後世に残すかを問う裁判です。

わたしは茨城県南部から千葉県東葛地域をエリアにする消費生活協同組合の理事をしております。この地域でさえ、原発事故によってどれほど多くの母親たちが恐怖と我が子への不安を持ったか、そして食べ物に放射能で汚染されたことで生産者と消費者の関わりが切実に切り裂かれたかをしっかりと見てきました。

3月17日には県知事命でほうれん草や小松菜は出荷禁止。生産者のハウレンソウは2,000ベクレルを越えていました。そして牛乳からも放射能が検出。お母さんの母乳に濃縮されて移行していたら赤ちゃんが危ない。3月20日から乳児を持つ組合員に母乳の提出をお願いしました。柏のお母さんで36ベクレル。双子を育てている守谷に住む生協の女子職員で32ベクレル。お母さんたちの身体の中にももうすでに放射能が入っていました。すでに8日近くたっていましたから最初はその倍でしょう。

「自分の母乳を提出して放射能検査をする」。その時の母親の気持ちがわかりますか？「もし検査に出して検出されたらどうしよう。この子に何かあったら親として・・・」。これが、福島原発から150kmから200km離れたところでの出来事です。金町浄水場の水を飲んでいた東京の母子も同じでしょう。

4月、厚生労働省の母子保健課に電話をしました。「母乳の放射能検査はされていますよね」「文科省がやることで私たちがやることではありませんから」。これが国の対応です。福島は茨城の100倍近い放射能を浴びている。いたたまれない思いで、仲間とともに

福島市に向かい県庁で「お願いですからまず母子を避難させて、母乳の放射能検査を実施して」と訴えました。記者会見もしました。これが4月20日です。翌日、ようやく枝野官房長官が母乳調査を指示しました。35日以上も経ってからです。放射性ヨウ素などつくなくなっています。

このような国の体質で原発を動かす資格があると思いますか？そうではないということが証明できない以上、いかなる原発も動かすことは許しません。

原発事故による食の放射能汚染は生産者と消費者も切り裂きました。組合員は「今まで安全な食を頂いてきて今の家族の健康がある。生産者が悪いわけではない。つらい思いをしている生産者も支えたい。でも、親の責任としてこの子に放射能が入ったものを食べさせるわけにはゆかない。本当にごめんなさい」。野菜セットの生産者は「少しでも不安があれば、契約をやめて頂いて結構です」と。

500万円、さらに1500万円をかけて生産物を調べて組合員にお知らせしてゆきました。

母乳の放射能検査をはじめ、農作物の検査費用を東電に請求しました。東電は「そんなことを国は指示していないだろう。流通業者なのだから、産地を替えれば損害は回避できたでしょう。企業努力が足りない。事故との相当因果関係は認められないので補償はできない」との回答でした。事故あるとき日本原電も同じことをするでしょう。

かけがえのない福島わたしたちの生産者もいます。福島県川俣町山木屋にあるみちのぐグリーン牧場です。この牧場で育てられた牛の牛乳を頂いて、私たちの何百、何千という子どもたちが育ってきました。私たちの共同の財産だった牧場は、「計画的避難区域」として、大切な牛たちも殺処分され、広大な牧草地も、そして牛乳やチーズ・パターのプラントも放棄して避難せざるを得なくなりました。今、牧場主の高橋さんは、町役場の臨時雇用で、高い線量の中で、避難地域の警備員をしています。

私たちに鮮魚のボックスを届けてくれていた相馬原釜漁協の漁師さんたちの魚も、松川浦の青のりの養殖も放射能のために、いまだ食卓に上がることはありません。30年おつきあいの小田原の生産者のみかんも、2世代40年のおつきあいの静岡の無農薬のお茶も汚染されました。

私たちの生協の組合員が生活する茨城南部から千葉東葛地域。組合員の母親や市民が1kmメッシュに分けて1,000カ所以上の土壌を集めて測定しました。

その結果は、三分の一近くが1平方メートル当たり4万ベクレルを越えていました。表面線源が1平方メートル当たり4万ベクレルを越えた場所は法律で「放射線管理区域」とされ、そこでは子どもはもちろん立ち入り禁止。飲食も禁止、寝ることもしてはならない場所です。法律に定められている以上の被ばくを国民が受けていても、なんの警告もなく、そこで生活することを国は放置しています。福島はもっとひどい状況です。法律違反が公然と行われています。

企業や国は国民に対してこんなことをする権利がありますか？放射能をまき散らしておいて、もう私のものではありません、知りません。法律を上回る線量を浴びても、仕方ありません。ガマンして下さい。こんな国や電力会社の体質で、原発を動かす資格など絶対にありません。東海第2原発で事故あるとき、同じことをするに決まっています。もうまっぴらです。

三つ目に申し上げたいのは、事故を起こそうが起きますまいが、100万年もの世代に核のゴミ、廃棄物を残すことをめぐる判断です。わずか50年ほどの時代のために、どうして100万年もの後世の人々にその危険物を押しつけられるのでしょうか？すでに膨大な使用済み核燃料を生み出しています。どうするんですか？もうこれ以上増やさないために原発をやめておくことです。この裁判は、未来の世代に対する、今私たちの責任と義務をめぐる裁判です。

国と日本原電の答弁書を読ませて頂きました。何ですか、この答弁書は。まったく国民感覚からかけ離れています。

国は被害を受けた国民が訴えているのに、この事故を引き起こした国の瑕疵やその責任について反省の一言もありません。官僚のみなさんが書いたのでしょうか。恐ろしいことに、東京や神奈川の人々は遠いので原告になる資格がないと言っています。東海第2原発から東京はわずか110km、神奈川は140kmです。ふざけて言っているのですか？

昨年末、原子力規制委員会が敦賀原発の下には活断層があると認定しました。国の審査もスルーパスでした。原電も国もそのような地層の見分けがつかない、見分ける能力を持たない。いや本当は知っていたのかもしれませんが。同じ会社がこの東海第2もやっているんです。同じ国が審査しているんです。東海第2の方は安全ですと言って国民が信用すると思いますか？

能力も、従って資格もない国や電力会社に国民は任せられないと言っているんです。

茨城県の防災計画で津波予測が変更にならなければ東海第2も防波堤を高くしなかったでしょう。たまたま2日前に完成していただけでしょう。県に感謝すべきです。そうでなければ今頃たいへんな事になっていました。

このような答弁書にもかかわらず、今回の裁判では、そのスタートで大きな意味がありました。日本原電が、「そもそも、原発に絶対的安全性は求められていない」と答弁書で主張したことです。「絶対的安全性を求められても困る。判例も、従って国の審査もそんなものは求めていないし、我々も求められていない」と言いたいのでしょう。しかし、これで、これからはじまる裁判では、万全を尽くしても「事故が起こりうる」ということがすべての前提となりました。

当事者がそう言う以上、被ばくや汚染が「社会通念上容認できる水準か」、さらに東海村、周辺市町村をはじめ、関東・東北一円の住民が実際に避難できるかも判断材料になります。電源車を入れようが何をしようが「事故が起こりうる」とするなら、手続きが適法かどうかとか、専門的技術的知見がどうかとかという問題を超えて審理しなければならないことを意味します。もう科学論争・技術論争だけをしてダメです。

日本原電は答弁書の結論で、「原告らは人格権を侵害する具体的危険性があることを何ら具体的に主張していない」と言っています。

裁判長、だから事故が起きた時に、その被害がいかに社会通念上容認できないことか、いかに住民、庶民が「回復しがたい重大な被害」を受け、そしてどのように国民が取り扱われるかその具体的な経験を述べるのが、具体的危険性を立証する重要な証拠なのです。

裁判長、裁判長は「原告の思いが強いのは重々承知しているので、原告の主張は節々に聞きましょう」とおっしゃいました。

被告が「絶対安全など求められていない」という以上、わたしたち原告住民は、その具体的な被害を、単なる思いや意見ではなく、具体的な証拠として主張し続けます。どうかそういう意味で原告、被害者の陳述を、まっとうな「主張・弁論」として取り扱って頂きたい。

私たちはこの50年、水俣病にしろ、イタイイタイ病にしろ、薬害事件にしろ、被害者の声を聞き、早く判断していれば防げた被害を、放置し、認めずに争い、引き延ばして被害を広げてしまった多数の公害事件を経験しています。原発事故も同じです。

国民として福島の人々の苦難を共にし、反省し、今ある子どもたちの生命と暮らし、そして将来の人々の命と暮らしを守るのは裁判長、あなたの判断にかかっています。

どうか裁判長、国民がなぜ原発はいらないと思っているのか、なぜ国や電力会社を信用できないのか、何を問題にしているのかをしっかりと見極めて判断して頂きたいと思います。陳述を終わります。

